

認定NPO法人制度について

化学物質過敏症支援センターへのご寄附は、所得税・法人税・相続税・一部の自治体の住民税について税制上の優遇措置の対象となります。

特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センターは本年12月1日をもって神奈川県知事より「認定特定非営利活動法人」（認定NPO法人）として認定されました。

これによりCS支援センターへの年間2000円を超えるご寄附は、お住まいの税務署で確定申告をすれば、所得税の計算において寄附金控除（所得控除）または税額控除の対象になります。

従来は国税庁長官が認定する制度でしたが、法改正により新たな認定制度の整備が行われ、平成24年4月1日より都道府県の知事又は指定都市の長が認定する新たな制度が開始されました。

- ・ 来年の確定申告で控除の対象となるのは、所得税を納めている方の、前年末までにCS支援センターに入金されたご寄附となります。
- ・ CS支援センターが認定されたのが本年12月1日であるため、今回は12月1日から12月31日までにお送りいただいたご寄附が対象となります。
- ・ 領収書の宛名はお振込みなさる方と同一、かつ確定申告されるご本人である必要があります。
- ・ 来年1月以降12月31日までのご寄附は、2017年の確定申告の際、優遇措置の対象となります。

・ 個人のご寄附の場合

所得控除

その年中に支出した寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

寄附金の額の合計額－2千円＝寄附金控除(所得控除)額

(注) 寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

税額控除

その年中に支出した寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額をその年分の所得税額から控除できます。

(寄附金の額の合計額－2千円)×40%＝税額控除額

(注1) 寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

(注2) 税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

・ 法人のご寄附の場合

法人が認定NPO法人に寄附をすると、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。

・ 相続財産のご寄附について

相続財産をCS支援センターにご寄附いただいた場合、ご寄附分は相続税の課税対象外となります。税理士や税務署にご相談の上、相続税の申告期限までにお手続きください。